

リスク管理

管理すべきリスクの種類

SMBCグループでは、管理すべきリスクの種類を次のように分類し、管理しています。

グループ各社においても、各々の業務の特性等に応じた管理を行っています。

管理すべきリスクの種類は随時見直し、環境変化に応じて新たに発生したリスクを適宜追加しています。

リスクの種類		リスク所管部
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少または滅失し、損失を被るリスク	投融資企画部
市場リスク	金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク	リスク統括部 リスク情報部
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスク	リスク統括部 リスク情報部
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が引き起こることから生じる損失にかかるリスク(構成するリスクカテゴリーと所管部については、22ページ参照)	リスク統括部 リスク情報部
コンダクトリスク	法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益およびSMBCグループのステークホルダーに悪影響を及ぼすリスク	リスク統括部 コンプライアンス統括部
モデルリスク	モデルの開発もしくは実装での作業ミス、または、モデルの前提や限界を超えた利用等により、経営判断・業務判断等を誤り、損失・不利益を被るリスク	リスク統括部
レピュテーションリスク	SMBCグループの事業や従業員その他関係者の行為により、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員等のステークホルダーからの、高い倫理観と誠実性等の期待に応えられず、企業価値の毀損や信頼低下につながるリスク	総務部 広報部
環境社会リスク	環境・社会要因がリスクドライバーとなり、さまざまな経路を通じて各リスクカテゴリーに波及することにより、最終的にSMBCグループが損失を被るリスク	投融資企画部環境社会 リスク管理室 社会的価値創造企画部

トップリスク

SMBCグループが経営上、特に重大なリスクとして認識しているトップリスクは以下の通りです。

トップリスク	シナリオ例
世界的な財政赤字拡大	・米欧の防衛費増加や経済対策等の拡張的な財政の加速による財政悪化
米国の国家ガバナンスの変容による予見性低下	・米国の経済・外交政策における予見性低下に伴うビジネス影響
政治不信の高まり・社会不安定化	・経済・財政政策を巡る主要国の政治不安定化
グローバル経済圏の多極化	・米中間の政治的な対立や安全保障環境を巡る懸念の高まりによるビジネス環境悪化
軍事的緊張の高まり・紛争激化	・中東紛争やロシア・ウクライナ紛争の長期化、日本周辺での有事勃発
サイバー空間における脅威の増大	・当社グループやサードパーティを狙ったサイバー攻撃による業務停止や情報漏洩
世界的な景気後退	・米国のインフレ再燃や中国不動産危機の再燃を背景とするアジア・世界経済の減速
突発的な外貨調達環境の悪化、金融危機の顕在化	・ノンバンク等を震源とする連鎖的な信用不安の拡大
日本の財政不安	・積極財政運営への懸念増大やインフレ・円安許容姿勢による長期金利上昇
日本経済の停滞	・資源価格の急騰や円安進行によるインフレの高進
円貨預金獲得競争の激化	・金融政策正常化等を背景とした預金バランスの変化
AI等の技術革新への対応の遅れ	・AI実装・ガバナンス整備不備や金融のデジタル化への対応の遅れによる競争力低下
偽情報の巧妙化、想定外の急速な情報拡散	・SNS等を通じた想定外の急速な情報拡散への対応の遅れ
深刻な感染症の流行	・ヒトに対する強力な感染力を有するウイルスや細菌の出現によるパンデミック発生
大規模地震、風水害等の災害増加	・大規模地震・噴火等の発生、異常気象や自然災害の増加
環境課題や人権を巡る政策・規制・社会規範の分断	・環境課題・人権を巡る考え方の多様化、気候変動等への不十分な対応による風評悪化・座礁資産発生
顧客保護や市場の健全性を損ねるミスコンダクト	・従業員の不適切行為や重大な規律違反による行政処分、風評悪化
AML/CFT態勢整備不備	・金融犯罪対応を含むマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の態勢不備による行政処分、風評悪化
システム障害への対応不備	・システム障害等によるお客さまへの影響の甚大化、風評悪化
規制・監督目線の高まりに対する態勢整備不備	・金融監督・規制強化による当社ビジネスへの影響
出資・提携を巡る重大事実の見落とし	・経営統合プロセスの不備等による投資・提携効果の毀損
人材確保困難化	・業務戦略・経営基盤に見合った人員・専門人材の不足、中長期的な競争力の低下

(注)上記は持株会社が認識しているリスクの一部であり、上記以外のリスクによっても経営上、特に重大な悪影響が生ずる可能性があることにご留意ください。

ストレステスト

SMBCグループでは、リスクカテゴリーごとのストレステストに加え、統合リスク管理において健全性の検証を目的としたストレステストを実施しています。ここで検証の目線とする健全性の水準は、想定するシナリオの強度とリスクアペタイトの観点から決定されます。

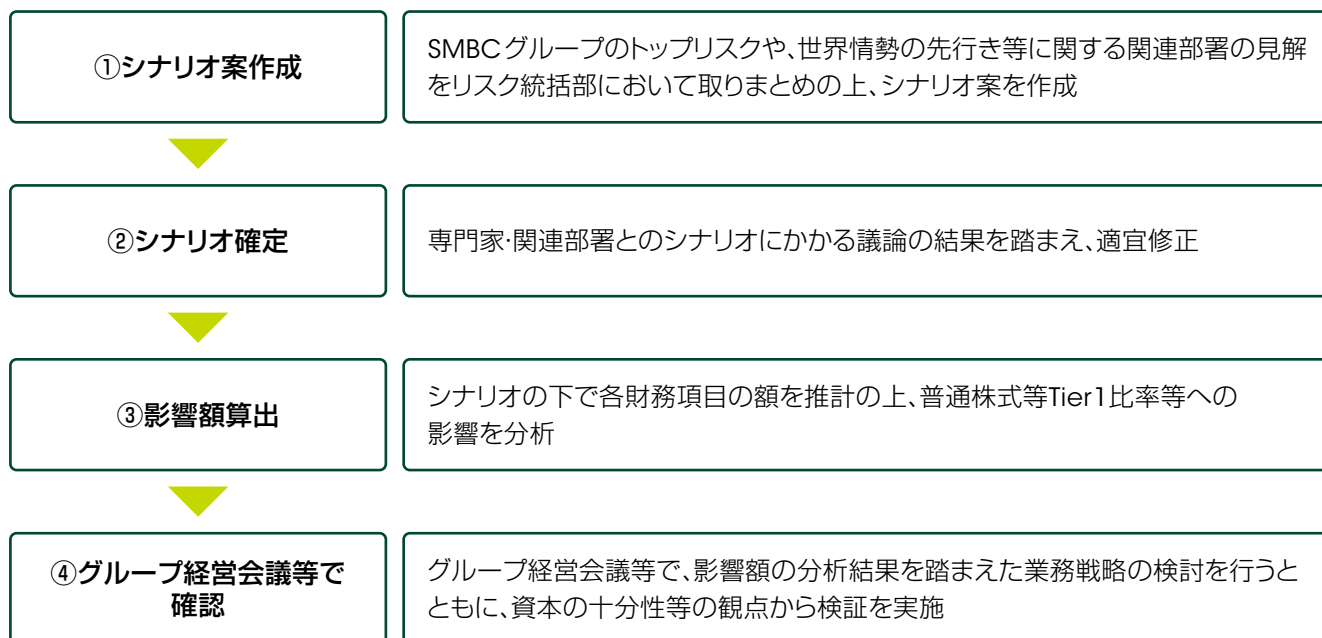
グループ全体の健全性を評価する際には、関連会社を含むSMBCグループ全体の貸借対照表や損益計算書を対象とし、グループ全体のビジネスやポートフォリオにおける重要なリスクを捕捉するよう努めています。具体的には、シナリオの決定において、前述の強さに加えてグループ全体のリスクの所在を網羅的にカバーできるような、たとえばグローバルに広がりのある世界観を選定します。また、それらシナリオを適切に反映でき、かつビジネスやポートフォリオの特性を捕捉できるような手法を構築します。

手法構築にあたっては、一般的に用いられている統計的

手法等を採用していますが、ストレス下という外れ値を推計する必要があるため、必ずしも統計的に精度の良い手法を選択せず、外れ値の再現能力をもとに選択することもあります。また、過去に経験したことがないようなシナリオを想定することもあるため、必要に応じて人的判断による推計結果の上書きも許容しています。

上記の通り、ストレステストはそのプロセスの多くで多様な専門性が要求されます。シナリオの世界観を選択する際には、マクロ経済や地政学、手法の選択の際には統計をはじめとした数理解析、またグループ全体の影響算出ではSMBCグループや顧客のビジネスにかかる知見が不可欠です。これら、各プロセスにおいて取締役や上級管理職のほか、専門家・関連部署の意見・議論を踏まえた上で、客観性や透明性、再現性を確保する観点から、意見や議論の内容を記録する等、適切なガバナンス体制を構築した上で実施しています。

■ストレステストの流れ



リスク・アセットの状況

バーゼルⅢの枠組における2026年3月末時点のリスク・アセットは2025年3月末比約8.0兆円増加の101兆782億円となりました。リスク・アセットの主な変動要因は、国内の与信残高増加、為替円安影響等であります。

■2026年3月末時点のリスク・アセットの状況

	2025年3月末	2026年3月末	増減
信用リスク	83.9	89.1	+5.2
市場リスク	3.1	4.6	+1.5
オペレーショナルリスク	6.2	7.4	+1.2
フロア調整(※)	0.0	0.0	±0.0
合計	93.1	101.1	+8.0

(※)内部モデル手法と標準的手法の乖離による調整額

■事業部門ごとのリスク・アセットの構成

SMBCグループ			
信用リスク	89.1	リテール事業部門	15.5
市場リスク	4.6	ホールセール事業部門	26.5
オペレーショナルリスク	7.4	グローバル事業部門	34.9
フロア調整	0.0	市場事業部門	9.6

信用リスク

1. 信用リスク管理の基本的な考え方

(1) 信用リスクの特性

信用リスクには、与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし減失し、損失を被る特性があります。

(2) 信用リスク管理の基本原則

SMBCグループでは、グループ会社がその業務特性に応じた信用リスクを統一的に管理すること、個別与信ならびに与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的および経常的に管理・把握すること等の基本原則を定め、グループ全体の信用リスクの把握・管理を適切に行うとともに、管理体制の高度化を推進しています。

信用リスクは、SMBCグループが保有する最大のリスクであり、信用リスクの管理が不十分であると、リスクの顕在化に伴う多額の損失によりSMBCグループの経営に甚大な影響を及ぼしかねません。

信用リスク管理の目的は、このような事態を回避すべく、信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールし、SMBCグループ全体の資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、資本効率や資産効率の高い与信ポートフォリオを構築することにあります。

(3) クレジットポリシー

SMBCグループでは、経営理念、行動規範を踏まえ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「グループクレジットポリシー」を制定しています。広く役員にこのグループクレジットポリシーの理解と遵守を促し、適切なリスクテイクを行う文化の創造を図るとともに、より付加価値の高い金融仲介サービスの提供により、株主価値の拡大や社会的貢献を果たしていくことを目指します。

2. 信用リスク管理の体制

SMBCグループでは、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しています。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画および管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しています。

SMBCグループの中核銀行である三井住友銀行の信用リスク管理体制としては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程・稟議規程の企画および管理、不良債権管理、クレジットデリバティブ等によるアクティブポートフォリオマネジメントを含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

信用リスク計量化(リスク資本、リスク・アセット)についても、リスク統括部と協働して銀行全体の信用リスク量の管理を行っています。

各所管審査部は営業店と連携し、所管与信案件の審査、所管ポートフォリオの管理等を行っています。与信権限は、格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っています。融資管理部は、主に破綻懸念先以下に区分された問題債権を所管し、処理・再生策

を立案、関連サービサーであるSMBC債権回収の活用や債権売却の実施等により問題債権の効果的な圧縮に努めています。また、企業調査部は、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じ、主要与信先企業の実態把握、信用悪化懸念先の早期発見、成長企業の発掘等に努めています。

コンプライアンス部門においては、お客さま保護を目的としたお客さまあて説明体制や情報管理の整備、反社会的勢力との取引排除等について連携する体制となっています。

また、各部門から独立した監査部門が、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢等の監査を行い、監査等委員会・経営会議等に監査結果の報告を行っています。

なお、機動的かつ適切なリスクコントロール、ならびに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として「信用リスク委員会」を設置しています。

3. 信用リスク管理の方法

(1) 信用リスク評価・信用リスク計量化

SMBCグループでは、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、すべての与

信に信用リスクが存在することを認識し、内部格付制度により与信先あるいは案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

①内部格付制度

内部格付制度は、ポートフォリオの特性に応じた管理区分ごとに設けています。事業法人等あて与信に付与する格付には、与信先の債務履行の確実性を示す指標である「債務者格付」と、「債務者格付」をもとに案件ごとの保証、与信期間、担保等の取引条件を勘案した与信の回収の確実性を示す指標である「案件格付」があります。「債務者格付」は、取引先の決算書等のデータを格付モデルに当てはめて判定した「財務格付」を出発点として、実態バランスシートや定性的な評価を反映して判定します。与信先が海外の場合には、各国の政治経済情勢、国際収支・対外債務負担状況等の分析に基づき国別の信用力の程度を評価した「カントリーランク」も考慮します。なお、自己査定の債務者区分と格付体系は整合性を確保しています。

「債務者格付」および「案件格付」の見直しは年1回定期的に行うほか、信用状況の変動等に応じ、都度行っています。

■三井住友銀行の国内債務者格付体系

債務者格付	定 義	自己査定債務者区分	金融再生法開示債権区分
1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先	正常債権
2	債務履行の確実性は高い水準にある。		
3	債務履行の確実性は十分にある。		
4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、状況によってはその影響を受ける可能性がある。		
5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。		
6	債務履行は現在問題ないが、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がより高い。	要注意先	要管理債権
7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。 要注意先のうち要管理債権を有する先	要管理先	
8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先	危険債権
9	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先	

個人向けローンやプロジェクトファイナンス等のストラクチャードファイナンスには、それぞれの特性に応じた格付制度があります。

内部格付制度は投融资企画部が一元的に管理し、格付制度の設計・運用・監督および検証を適切に実施しています。格付制度の検証においては、あらかじめ定めた手続(統計的な検定を含む)に基づき、格付モデル・格付制度の有効性、妥当性を、主要な資産について年1回評価し報告しています。なお、SMBCグループの中核銀行である三井住友銀行における格付モデルは、事業法人・特定貸付債権・リテール合計28個存在します。内部格付手法に関する詳細は資料編をご参照ください。

②信用リスク計量化

信用リスクの計量化とは、与信先におけるデフォルトの可能性の程度に加え、特定の与信先・業種等へのリスク集中状況、不動産・有価証券等の担保価格の変動等が損失額に与える影響も勘案の上、与信ポートフォリオあるいは個別与信の信用リスクの程度を推量することをいいます。

具体的には、まず、債務者ごと、与信案件ごとに過去のデータの蓄積(データベースの構築)を行い、格付別デフォルト確率(PD)、デフォルト時損失率(LGD)、個社間の信用力相関等のパラメータを設定します。そして、これらのパラメータに基づき、同時デフォルト発生シナリオを作成し、損失発生シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定しています(モンテカルロ・シミュレーション法)。この計量結果に基づきリスク資本の配分を行っています。

さらにポートフォリオの集中リスクの把握や景気変動に対するシミュレーション(ストレステスト)等のリスク計量も実施し、業務計画の策定から個別与信のリスク評価の基準まで幅広く業務の運営に活用しています。詳細は資料編の内部格付手法に関する事項をご参照ください。

(2) 個別与信管理の枠組

SMBCグループでは、適切な融資審査および期中モニタリングを通じて、健全なポートフォリオの構築と維持に努めています。SMBCグループの中核銀行である三井住友銀行における個別与信管理の枠組は以下の通りとなっています。

①融資審査

三井住友銀行では、法人のお客さまへの融資にあたっては、まず、返済能力や成長性を見極めるため、キャッシュフロー分析等の財務分析をはじめ、業界の動向、技術開発

力や商品等の競争優位性、経営管理能力等、総合的に評価を行った上で、貸出案件ごとの資金使途、返済計画等の妥当性を検証することにより、的確かつ厳正に与信判断するよう努めています。

また、お客さまにとって、資金使途等に応じた貸出の条件や審査の判断基準が分かりやすいものとなるように努めるとともに、融資条件が明確になるようにコピナントの利用等を進めています。

さらに、中小企業を中心にお客さまの資金ニーズに積極的かつ迅速に対応するために、中小企業専用の信用リスク評価モデル等を活用して審査プロセスを定型化し、「ビジネスセレクトローン」等を効率的に推進する体制の整備に努めています。

個人のお客さまへの住宅ローンの融資にあたっては、長年、行内に蓄積された与信データの分析に基づき構築した審査モデルを利用して与信判断を行っています。モデルを利用して合理的な与信判断を効率的に行うことにより、お客さまへの迅速な回答とともに、貸倒リスクのコントロールや柔軟な金利設定を可能としています。

また、アパート経営等の事業を営まれる個人のお客さまへの融資にあたっては、事業収入予測を踏まえたリスク評価モデルを用いて、的確な与信判断を行うとともに、事業計画見直しのアドバイス等も行っています。

②債務者モニタリング

三井住友銀行では、融資案件の審査に加えて、「債務者モニタリング制度」に基づき経常的に与信先の実態把握を行い、格付・自己査定・与信方針等を見直すことで、与信実行後の問題発生兆候をいち早く捉え、早期の適切な対応に努めています。具体的には、与信先から新しい決算書を入手した段階で定期的に行う「決算モニタリング」と、信用状況・与信状況の変動等に応じて都度行う「経常モニタリング」を17ページ下段に掲載する図のプロセスにて実施しています。

(3) 与信ポートフォリオ管理の枠組

SMBCグループでは、個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオとしての健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、以下を基本的な方針とした管理を行っており、その状況について、グループ経営会議・取締役会等への報告や、リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)の枠組等を通じて、定期的にモニタリングを行っています。

①自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で、許容できるリスク量の上限を全体リスク資本に設定し、全体リスク資本の内訳として信用リスク資本のモニタリングを行っています。

②集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合にSMBCグループの自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、業種別与信の管理、大口与信先・グループに対する与信上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っています。

また、国別の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定しカントリーリスクの管理を実施しています。

③企業実態把握の強化とリスクに見合ったリターンの確保

企業を取り巻く環境の急激な変化等を背景として、企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正なリターンを確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト・資本コスト・経費控除後収益の改善に取り組んでいます。

④問題債権の発生抑制・圧縮

問題債権および今後問題が顕在化する懸念のある債権については、ローンレビュー等により対応方針・アクションプランを明確化した上で、劣化防止・正常化支援、回収・保全強化策の実施等、早期対応に努めています。

⑤アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取組

各種与信コントロール手段により与信ポートフォリオの安定化を目指した機動的なポートフォリオコントロールに取り組んでいます。

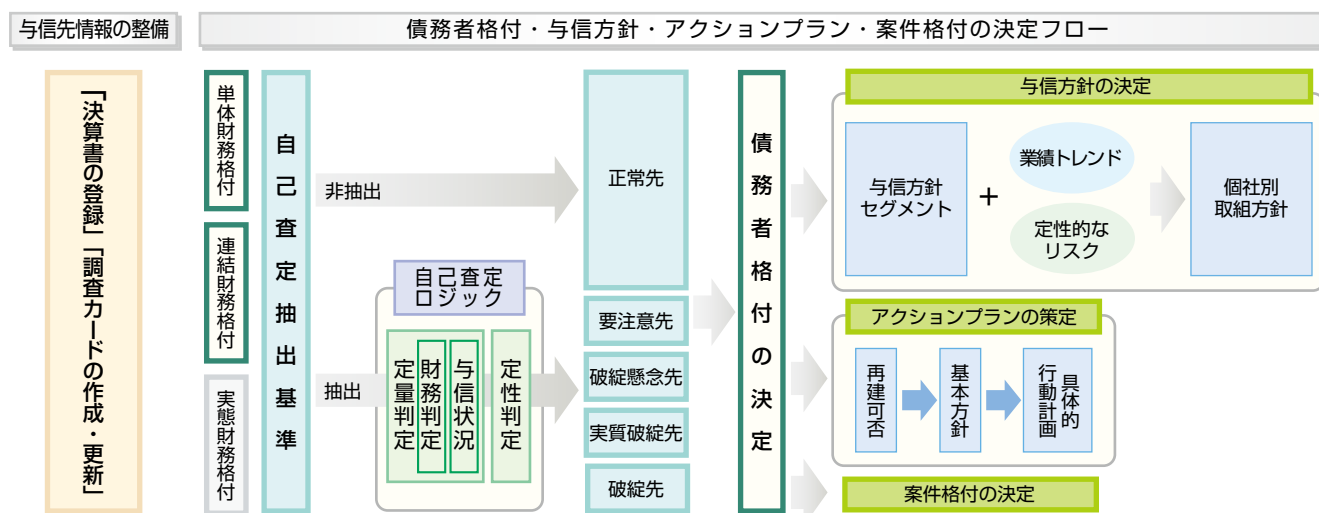
(4) 自己査定、償却・引当、不良債権開示

①自己査定

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じてⅠ～Ⅳの区分に分類しています。

この自己査定手続は、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の下位格付を決定するプロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系を整合させています。また、SMBCグループ全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

■三井住友銀行の債務者モニタリング制度



債務者区分定義	
正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義	
I 分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II 分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III 分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV 分類	回収不能または無価値と判定される資産

②償却・引当

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引き落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を資産の控除項目の貸倒引当金に計上することにより損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理といっています。

SMBCグループの中核銀行である三井住友銀行では、自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手続の概要は以下の通りとなっています。また、SMBCグループ全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

三井住友銀行の償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。また、大口要管理先を主体としてDCF法も導入。 * グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先債権」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたⅢ分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金(注2)を計上。なお、大口先で、かつ、合理的なキャッシュフローの見積もりが可能な先を主体としてDCF法も導入。
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたⅣ分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則直接償却し、Ⅲ分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上。 なお、大口先で、かつ、今後の再建等による合理的なキャッシュフローの見積もりが可能な先を主体としてDCF法も導入。

(注1)一般貸倒引当金	貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの。
(注2)個別貸倒引当金	その全部または一部につき回収の見込がないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの。

※ ディスカウント・キャッシュフロー(DCF)法とは

三井住友銀行は、要管理先以下の大口先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー(割引現在価値=DCF)法を採用しています。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受取にかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価額」との差額に相当する金額を貸倒引当金として計上する方法のことをいいます。このDCF法は、より個性が高いという点において優れた手法である一方、その引当金額は、債務者の再建計画等に基づいた将来キャッシュフローの見積もりのほか、割引率や倒産確率等、DCF法を採用する上での基礎数値に左右されることから、三井住友銀行では、その時点における最善の見積もりを行うよう努めています。

※ フォワードルッキング引当

三井住友銀行は、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を一般貸倒引当金(注1)に計上しています。

③不良債権開示

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示にあたっては、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分を決定し、銀行法および再生法に基づく債権として開示します。なお、2026年3月末の自己査定、償却・引当、不良債権開示の結果は276ページの通りとなっています。

4. 市場性信用取引のリスク管理

ファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産(裏付資産)のリスクを保有する商品については、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに、市場リスク・流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しています。

こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等については、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しています。

また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しています。

市場リスク・流動性リスク

1. 市場リスク・流動性リスク管理の基本的な考え方

(1) 市場リスク・流動性リスクの定義

市場リスクとは、「金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

流動性リスクとは、「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達が余儀なくされるリスク」をいいます。

(2) 市場リスク・流動性リスク管理の基本原則

SMBCグループでは、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント・ミドル・バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確認すること等を基本原則とし、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理の一層の向上に取り組んでいます。

2. 市場リスク・流動性リスク管理の体制

SMBCグループでは、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しています。また、原則毎月開催されるALM委員会、あるいは原則年4回開催されるALM会議にて市場リスク・流動性リスク管理の状況報告およびALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う各事業部門から独立したリスク統括部およびリスク情報部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しています。両部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議および取締役会等に報告を行っています。

なお、これらのリスク管理態勢については独立した監査部が定例的に内部監査を実施し検証しています。

3. 市場リスク・流動性リスク管理の方法

(1) 市場リスク管理

市場リスクについては、自己資本等の経営体力や市場取引に関する業務運営方針およびマーケットの流動性等を勘案の上、「VaR」「損失額」「リスク資本」を管理しています。

市場リスクを要因別に見ると、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスク等に分類できます。これらのリスクカテゴリーごとにBPV等、各商品のリスク管理に適した指標を統合的なリスク指標であるVaRと併用してきめ細かなリスク管理を行っています。

市場価格の短期的な変動や市場間の価格差等を利用して利益を得る市場業務であるトレーディング業務については、VaR等を用いてトレーディング業務の市場リスクを日次で把握・管理しています。資産(資金、債券等)、負債(預金等)にかかる金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務であるバンキング業務においても、トレーディング業務と同様に、VaR等を用いてバンキング業務の市場リスクを日次で把握・管理しています。

なお、金利変動リスクは、要求払預金(当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金)の満期の認識方法や、定期預金および消費者ローンの期限前解約の推定方法によって大きく異なります。SMBCグループの中核銀行である三井住友銀行では、要求払預金のうち長期間滞留すると見込まれる預金を最長10年(平均期間3.9年)の取引として認識し、管理しています。また、定期

預金および消費者ローンの期限前解約に関しては、過去のデータを用いて期限前解約率を推定し、管理しています。

①市場リスクの状況

ア. トレーディング業務

トレーディング業務とは、市場価格の短期的な変動や市場間の価格差等を利用して利益を得る市場業務です。SMBCグループでは、VaR等を用いてトレーディング業務の市場リスクを日次で把握・管理しています。

2025年度のトレーディング業務におけるVaRの状況は下表の通りです。

イ. バンキング業務

バンキング業務とは、資産(資金、債券等)、負債(預金等)にかかる金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務です。SMBCグループでは、トレーディング業務と同様に、VaR等を用いてバンキング業務の市場リスクを日次で把握・管理しています。

2025年度のバンキング業務におけるVaRの状況は下表の通りです。

②市場リスク量の計測モデル

ア. モデルの概要

SMBCグループでは、内部モデルを使用してVaRを計測しています。内部モデルでは、過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成し、損益シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法(ヒストリカル・シミュレーション法)を採用しており、その有効性はバック・テストングにて検証しています。また、定期的に監査法人の監査を受け、適正と評価されています。

イ. 有効性検証手続

SMBCグループでは、内部モデルの有効性検証手続として、主要なポートフォリオに対してバック・テストングを実施しています。具体的には、モデルの適切性確認やリスク資本管理の十分性確認を目的として、内部モデルにより算出されたVaRと対象ポートフォリオの損失を日次で比較しています。

このほかに、リスク・ファクターの自己相関や観測期間に関する検証等も定期的の実施しモデルの妥当性を確認しています。

■トレーディング業務におけるVaRの状況

(単位：億円)

	2025年度					2025年3月末
	2026年3月末	2025年9月末	最大	最小	平均	
三井住友フィナンシャルグループ連結	79	93	122	76	90	408
うち金利	113	123	135	65	108	183
うち為替	82	88	95	52	75	71
うち株式、コモディティ等	27	33	85	19	33	221
三井住友銀行連結	47	54	77	43	57	239
三井住友銀行単体	27	32	54	26	37	44

- (注1) 保有期間1日、片側信頼区間99.0%のVaRを、観測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しています。
 (注2) ヒストリカル・シミュレーション法を適用しない商品・ポジションに対しては、合理的・保守的な手法で計測したリスク量をヒストリカル・シミュレーション法のリスク量に単純合算しています。
 (注3) 当行グループのリスクプロファイルをより適切に反映させることを目的として当連結会計年度に実施したVaR計算方法の見直しに基づいて算出しています。

■バンキング業務におけるVaRの状況

(単位：億円)

	2025年度					2025年3月末
	2026年3月末	2025年9月末	最大	最小	平均	
三井住友フィナンシャルグループ連結	893	1,035	1,261	602	943	634
うち金利	829	1,005	1,061	627	884	625
うち株式等	244	199	387	190	260	327
三井住友銀行連結	877	1,022	1,246	591	930	623
三井住友銀行単体	713	881	1,083	463	789	495

- (注1) 保有期間1日、片側信頼区間99.0%のVaRを、観測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しています。
 (注2) ヒストリカル・シミュレーション法を適用しない商品・ポジションに対しては、合理的・保守的な手法で計測したリスク量をヒストリカル・シミュレーション法のリスク量に単純合算しています。
 (注3) 当行グループのリスクプロファイルをより適切に反映させることを目的として当連結会計年度に実施したVaR計算方法の見直しに基づいて算出しています。
 (注4) 株式の中に政策投資株式は含まれていません。

ウ. 代用の計測指標

SMBCグループでは、代用の計測手法として、観測期間等モデルの前提を変更した場合のVaRを用いています。

エ. 2024年度からのモデルの変更

SMBCグループのリスクプロファイルをより適切に反映させることを目的として、VaR計測手法の見直しを行っています。

③ ストレステストの実施

市場は時に予想を超えた変動を起こすことがあります。このため、市場リスク管理においては、金融市場における不測の事態を想定したシミュレーション(ストレステスト)も重要です。SMBCグループでは、さまざまなシナリオに基づくストレステストを定期的に行い、不測の事態に備えています。

④ 政策保有株式の管理

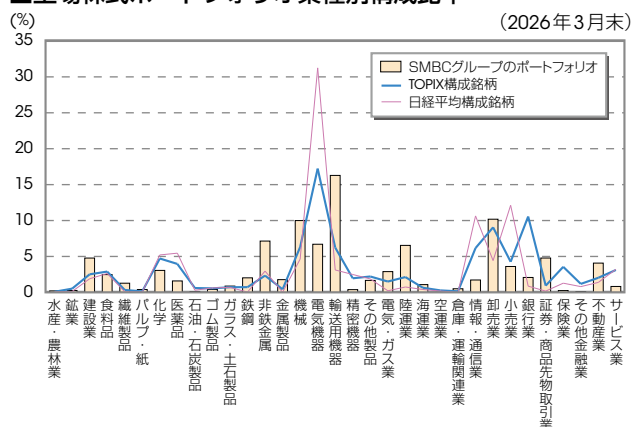
SMBCグループでは、株価変動リスクを適切に管理するため、許容できるリスク量の上限を全体リスク資本に設定し、全体リスク資本の内訳として政策保有株式のリスク資本のモニタリングを行っています。具体的には、過去の市場変動データに基づく損益変動シミュレーションにより算出したVaR(保有期間1年)と、期初からの時価変動額の合計をリスク資本管理の対象とし、日次でモニタリングを実施しています。

また、大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても、十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、株価変動リスクの縮減に向け、継続的に取り組んでいます。

2023年3月末からの3ヵ年で2,000億円(*)を削減する計画を1.5ヵ年前倒しで達成したことから、2024年11月に、2024年3月末からの5ヵ年で6,000億円(*)の残高を削減する計画を公表し、2024年度は1,850億円、2025年度は1,240億円を削減しました。本計画により、SMBC設立以降累計で9割超の削減となります。また、足元の株価上昇を受けて、純資産に対する時価残高の比率が下がりにくい状況にありますが、今後は時価残高の削減も意識して取り組み、今中期経営計画の期間中(2026年度から2028年度)に、当社連結純資産に対する政策保有株式時価残高の割合が20%未満となるよう目処をつける方針です。

(*)グループで保有する国内上場株式簿価が対象

■ 上場株式ポートフォリオ業種別構成比率



(2) 流動性リスク管理

SMBCグループでは、流動性リスクについても重要なリスクのひとつとして認識しており、「リスクアペタイト指標の設定」および「コンティンジェンシープランの策定」の枠組で流動性リスクを管理しています。

リスクアペタイト指標は、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定し、その水準を定量的に表す指標であり、流動性リスクでは、キャッシュフローおよびバランスシート上のリスク量を評価するため、それぞれに対して指標を設定しています。指標としては、金融規制であるLCR、NSFRのほか、預金残高と貸出金残高のギャップや、預金流出等のストレス状況の下で資金繰りを維持することが可能な期間、貸出金等に対する安定的な調達割合等を設定して管理しています。

許容するリスク量は、調達状況、資金繰り計画、外部環境等を勘案して設定しており、指標の状況を日次または月次でモニタリングすることで、短期の資金調達への過度な依存を回避し、適正な資金流動性の管理を行っています。

また、リスクアペタイト指標を補完する枠組として、運用・調達の期間のミスマッチから発生する今後必要となる資金調達額である「資金ギャップ」に対して、各グループ会社および拠点別に上限値を設定して管理を行っています。

さらに、緊急時に備えて、指示・報告系統および想定される状況(平常時・懸念時・危機時)に応じた具体的なアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しています。三井住友銀行では、流動性リスク顕在化を早期かつ体系的に検知するために設置された早期警戒指標に基づく定量的な予兆管理を行っています。

オペレーショナルリスク

1. オペレーショナルリスク管理の基本的な考え方

(1) オペレーショナルリスクの定義

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから生じる損失にかかるリスク」をいいます。具体的には、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人事リスク、有形資産リスク、外部業者取引リスク、データリスクといったリスクも管理の対象としており、バーゼル規制で定める「①内部の不正」「②外部からの不正」「③労務慣行および職場の安全」「④顧客、商品および取引慣行」「⑤有形資産に対する損傷」「⑥事業活動の中断およびシステム障害」「⑦注文等の執行、送達およびプロセスの管理」の7つの損失事象の種類を網羅するものです。

(2) オペレーショナルリスク管理の基本原則

SMBCグループでは、オペレーショナルリスクの管理を行うに際しての基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定した上で、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的なフレームワークを整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則とし、グループ全体のオペレーショナルリスク管理の向上に取り組んでいます。また、バーゼル規制の枠組を踏まえ、グループ全体の管理の高度化に継続的に取り組んでいます。

2. オペレーショナルリスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、オペレーショナルリスク管理の体制を整備しています。オペレーショナルリスク管理の基本方針

については、グループ経営会議で決定の上、取締役会で承認を得る体制としています。

また、リスク統括部およびリスク情報部が、オペレーショナルリスク管理全般を統括する部署として、事務リスク、システムリスク等の管理担当部署とともに、オペレーショナルリスクを総合的に管理する体制をとっています。さらに、これらのオペレーショナルリスク管理態勢については、当社内の独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、検証を行っています。

3. オペレーショナルリスク管理の方法

SMBCグループでは、内部損失データおよびKRI(Key Risk Indicators)の管理、リスクレジスターの作成等を行っています。内部損失データとは、「オペレーショナルリスクが原因でSMBCグループが損失を被る事象に関する情報」のことであり、収集・蓄積したデータの分析による再発防止策の検討および顕在化した損失事象に基づくリスク管理を行っています。KRIは潜在的なオペレーショナルリスクの予兆を早期に把握してコントロールするためのモニタリング指標であり、リスクの高まりが推定される場合は原因分析および改善策の策定を行います。また、2024年3月末基準より、バーゼル規制におけるオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法として標準的計測手法を採用しています。

4. 事務リスクの管理

事務リスクとは、「役職員が事務規則および事務手続に定められた通りに事務処理することを怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

SMBCグループでは、事務リスク管理を統括する機能を

カテゴリー	定義	所管部署
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから生じる損失にかかるリスク	リスク統括部 リスク情報部
事務リスク	役職員が事務規則および事務手続に定められた通りに事務処理することを怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク	事務統括部
システムリスク	情報システム構築時の経営戦略との乖離、適用する技術の不整合、開発計画の変更・遅延等によるリスク、およびサイバー攻撃が原因の場合を含めたシステムのダウン・誤動作・不備・不正利用(不正な変更、破壊、複写および情報漏洩)により、損失を被るリスク	システム統括部、サイバーセキュリティ統括部
データリスク	データのライフサイクルにおいて、不適切な管理や災害・サイバー攻撃等により、データの品質・可用性・機密性が損なわれること、およびその結果により、データを用いた業務等が適切に行われず、誤った経営や業務判断、法令違反、レピュテーション悪化、経済的損失、事業の中断等を招くリスク	データマネジメント部
法務リスク	法令諸規則違反による罰金や過料、課徴金等、または、契約違反や法的検討が不十分なことによる損害賠償等の損失が発生するリスク	コンプライアンス統括部
人事リスク	不適切な労務慣行・職場の安全環境、差別的行為、人材の流出・喪失や士気の低下等により、損失を被るリスク	人事部
有形資産リスク	災害、資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損や業務環境等の質の低下等により、損失を被るリスク	管理部
外部業者取引リスク	当社と業務上の関係にある第三者における不芳事態に起因し、当社が損失を被るリスク	リスク統括部

有する部署を明確にし、各グループ会社に所在する事務リスクを管理する体制を構築すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク顕在化による損失を最小限にすること、定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、リスクベースでグループ全体の事務リスク管理の高度化を推進しています。

事務リスク管理の基本方針については、グループ経営会議で決定の上、取締役会の承認を得る体制としています。また、事務リスク管理状況を定期的かつ必要に応じてグループ経営会議や取締役会に報告する等、お客さまに対して高品質な事務サービスを提供できる体制の整備を進めています。

各グループ会社においても「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、事務に関する規程等の整備や事務処理のシステム化、本部による事務指導、事務処理状況の点検等を通じて適正な事務の遂行に取り組んでいます。

5. システムリスクの管理

システムリスクとは、「情報システム構築時の経営戦略との乖離、適用する技術の不整合、開発計画の変更・遅延等によるリスク、およびサイバー攻撃が原因の場合を含めたシステムのダウン・誤動作・不備・不正利用(不正な変更、破壊、複写および情報漏洩)により、損失を被るリスク」をいいます。

SMBCグループでは、システムを経営戦略の一環として捉え、システムリスクの極小化とリスクの顕在化による損失を最小限に抑えることを基本原則として、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システム障害やサイバー攻撃への対応計画を策定する等、システムリスク管理態勢を整備し、適切なリスク管理を実施しています。

また、公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)の安全対策基準や米国安全対策基準(NIST SP800)等を参考に管理基準を継続的に向上するとともに、高度なリスク管理が求められるグループ会社からサプライチェーンまで、リスクの高い領域から管理を強化しています。

さらに、テクノロジーの進化を積極的かつオープンに取り込み、お客さまの利便性向上や、金融の枠を超えた新規ビジネスの創造、生産性向上・効率化等のデジタルイノベーションをあらゆる分野で推進する中で、新たに生じるリスクに対しても、そのリスクの多寡に見合った管理態勢を整備・運用し、グループ全体のITガバナンス強化に取り組んでいます。AI(生成AI)・クラウド・RPA・ローコード・API

等のテクノロジーに特有のリスクにも、必要な対策基準やモニタリング要領を定めたガイドラインを策定し、テクノロジーや環境変化を捉えた、適時適切なリスク管理を講じています。

金融サービスのデジタル化の加速による攻撃対象領域の拡大や地政学情勢の緊迫化により、サイバー脅威のリスクはますます深刻化しています。高まる脅威に備えるため、SMBCグループではサイバーセキュリティに関する技術的な対策に加え、インテリジェンス機能やセキュリティ監視等の態勢を整備しており、これらの担い手となる専門人材の育成にも注力しています。また、実効性の高度化に向けて、訓練・演習等に定期的に参加するとともに、対応態勢の第三者評価を実施しています。

三井住友銀行では、銀行のシステム障害が引き起こす社会的影響の大きさ、IT技術の進展や事業分野の拡大等によるシステムを取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえ、情報システムの安定稼働と速やかな復旧を重要な責務と認識し、各種システム・インフラの多重化、東西コンピューターセンターへの災害対策システムの設置等の障害発生防止策を講じるとともに、コンティンジェンシープランの策定や障害発生時を想定した訓練を実施する等不測の事態への備えも強化しています。また、情報保護の重要性に鑑み、お客さまのプライバシー保護や情報漏洩防止のため、重要な情報の暗号化や外部からの不正アクセスを排除・検知する対策を実施する等、万全を期しています。

オペレーショナル・レジリエンス

1. オペレーショナル・レジリエンスの基本的な考え方

(1) オペレーショナル・レジリエンスの定義

オペレーショナル・レジリエンスとは、業務の中断が起ることを前提とした重要な業務の継続・速やかな復旧を可能とする能力をいいます。

(2) オペレーショナル・レジリエンスの基本原則

SMBCグループでは、当社のオペレーショナル・レジリエンス管理を行うに際しての基本的事項を定めた「オペレーショナル・レジリエンス管理規則」を制定した上で、重要な業務に対する経営資源配分の適切性の検証・内外環境を踏まえた見直しにより、オペレーショナル・レジリエンスの実効性確保に努めています。

2. オペレーショナル・レジリエンス管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、オペレーショナル・レジリエンス管理体制を整備しています。

また、リスク統括部・総務部は、オペレーショナル・レジリエンス管理を一元的に統括する部署として、重要な業務を所管する部署や経営資源を管理する部署等と連携し、オペレーショナル・レジリエンス管理に関する基本方針・枠組・ポリシー等に関する施策の推進および支援を行っています。

3. オペレーショナル・レジリエンス管理の方法

SMBCグループでは、サービス提供に途絶が発生した場合に重大なリスクをもたらす可能性のある重要な業務の特定、代替手段等を考慮した上で中断を許容できる時間の設定、重要な業務の提供に不可欠な経営資源の特定を行っています。さらに、深刻ではあるが現実的に起こり得るシナリオを想定し、経営資源配分の適切性について検証を行っています。

また、自然災害やシステム障害等、実際に発生したインシデントを検証し、それによって得られた教訓を学びとして取り入れることで、総合的なレジリエンスの向上を図っています。これらの取組を通じ、お客さまに提供するサービスの安定性を確保するための体制を継続的に強化しています。

コンダクトリスク

1. コンダクトリスク管理の基本的な考え方

(1) コンダクトリスクの定義

コンダクトリスクとは、「法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益およびSMBCグループのステークホルダーに悪影響を及ぼすリスク」をいいます。

(2) コンダクトリスク管理の基本原則

SMBCグループでは、当社の事業が顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益および当社のステークホルダーに悪影響を及ぼさないかといった本質的な観点に立ち、さまざまな環境変化を感度良く捉え、当社の信頼を大きく毀損する可能性のある事象を前広に洗い出すこと、重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて、グループ全体のコンダクトリスク管理の向上に取り組んでいます。

2. コンダクトリスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、コンダクトリスク管理の体制を整備しています。コンダクトリスク管理の基本方針については、グループ経営会議で決定の上、取締役会で承認を得る体制としています。また、リスク統括部およびコンプライアンス統括部は、コンダクトリスク管理全般を統括する部署として、コンダクトリスク管理に関する基本方針・枠組・施策の推進を担うとともに、状況を監査委員会・リスク委員会等に報告する等、リスク管理の実効性確保にも努めています。さらに、監査部門によって管理体制の検証・評価も行っています。

3. コンダクトリスク管理の方法

SMBCグループでは、リスクレジスターや新商品開発時の検証・コンプライアンスに関するモニタリング・お客さまの声の収集等の枠組を用いて、事業部門自らが業務・施策に内在するコンダクトリスクを特定し、重要度に応じたコントロール策を策定の上、リスク低減・制御を行っています。

また、リスク管理担当部署は、事業部門が特定・評価したコンダクトリスク・コントロール策等の十分性や妥当性を検証しています。

上記以外にも、事業部門によるリスクオーナーシップの実践やそれを支援する各種施策を通して、ミスコンダクト防止を図っています。

AI活用に係るリスク

1. AI活用に係るリスク管理の基本的な考え方

(1) AI活用に係るリスクの定義

AI活用に係るリスクとは、AI活用が内包する倫理的・技術的課題または応用可能性等がリスクドライバーとなり、さまざまな様態で各リスクカテゴリーに波及することで、最終的にSMBCグループ及びステークホルダーに悪影響を及ぼすリスクをいいます。具体的には、AIの出力についての不確実性・根拠不明・低精度・情報漏洩・権利侵害等がありますが、環境の変化や技術の進歩によりリスクも変化するため、これらに限られません。

(2) AI活用に係るリスク管理の基本原則

SMBCグループでは、共通の指針として「倫理的で責任あるAIの利用」・「安全で信頼性の高いAIの提供」・「AIを通じた社会的価値の創造」を基本理念とする「責任あるAIポリシー」を策定・公開しました。

2. AI活用に係るリスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、AI活用に係るリスク管理体制を整備しています。

また、AI活用の際に生じるリスクは多岐にわたるため、リスク統括部が統括部署として、関連した知見を有するシステム統括部・サイバーセキュリティ統括部・データマネジメント部・総務部・コンプライアンス統括部と共にガバナンスチームを組成し、AI活用に係るリスク管理について企画の立案及び推進等に取り組んでおります。

3. AI活用に係るリスク管理の方法

SMBCグループでは、AIが内包する倫理や透明性等の問題に備え、AI活用案件の管理及び審査を行っております。リスクベース・アプローチに基づく審査を行うことを前提とし、実効性の確保に努めております。

また、AI技術の急速な発展や活用拡大に伴うリスクの高まりに対応するべく、引き続きAI活用に係るリスク管理の迅速な高度化に取り組んで参ります。

モデルリスク

1. モデルリスク管理の基本的な考え方

(1) モデルリスクの定義

モデルリスクとは、「モデルの開発もしくは実装での作業ミス、または、モデルの前提や限界を超えた利用等により、経営判断・業務判断等を誤り、損失・不利益を被るリスク」をいいます。

(2) モデルリスク管理の基本原則

SMBCグループでは、リスクベース・アプローチに基づく管理を行うこと、モデルリスクの評価を行い定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、グループ全体のモデルリスク管理の向上に取り組んでいます。

2. モデルリスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、モデルリスク管理の体制を整備しています。モデルリスク管理の基本方針については、グループ経営会議で決定の上、取締役会で承認を得る体制としています。

また、リスク統括部は、モデルリスク管理を一元的に統括する部署として、モデルリスク管理にかかる企画の立案および運営、推進、支援を担っています。加えて、監査部

ではモデルリスク管理体制の有効性について、定期的に監査を行っています。

3. モデルリスク管理の方法

SMBCグループでは、モデル開発時の想定を超えた金融経済環境への直面や、従業員による不適切なモデルの使用等によるモデルリスクの顕在化に備え、モデルの開発・使用等の各プロセスに応じた適切な管理を実施することで、モデルリスクの低減を図っています。たとえば、モデルの開発時もしくは使用開始時における検証や、モデルの陳腐化・精度の劣化を防ぐため、期中に定期的な検証を実施しています。このほか、各モデルに内在するリスクを評価することでモデルの重要性に応じた管理強化にも努めています。

レピュテーションリスク

1. レピュテーションリスク管理の基本的な考え方

(1) レピュテーションリスクの定義

レピュテーションリスクとは、「SMBCグループの事業や従業員その他関係者の行為により、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員等のステークホルダーからの、高い倫理観と誠実性等の期待に応えられず、企業価値の毀損や信頼低下につながるリスク」をいいます。

(2) レピュテーションリスク管理の基本原則

SMBCグループでは、当社のレピュテーションリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「レピュテーションリスク管理規則」を制定した上で、レピュテーションリスク管理に関する運営体制ならびに管理の体系・手法・ルール等の明確化を図り、グループ全体のレピュテーションリスク管理の向上に取り組んでいます。

2. レピュテーションリスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、レピュテーションリスク管理の体制を整備しています。

また、総務部・広報部は、レピュテーションリスク管理を一元的に統括する部署として、当リスク管理にかかわる企画の立案および運営、推進、支援を担うとともに、レピュテーションリスクに関連する情報を集約・分析しています。SMBCグループの事業や従業員その他関係者の行為により、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員等のステークホルダーからの、高い倫理観と誠実性等の期待

に比べられず、企業価値の毀損や信頼低下につながるリスクがある事案については、必要に応じ、レピュテーションリスク管理部会で協議し、リスクを最小限にとどめるための諸施策について検討します。

3. レピュテーションリスク管理の方法

SMBCグループでは、レピュテーションリスクが顕在化するおそれがある事態に関する情報を適切に収集するとともに、このような事態に対して適切な措置を講ずることにより、損失を最小限にとどめています。

総務部・広報部は、レピュテーションリスクが顕在化するおそれがある事態に関する情報収集を行い、特定されたレピュテーションリスクについて適切な対応策を検討する等、リスクの制御および削減に努めます。

環境社会リスク

1. 環境社会リスク管理の基本的な考え方

(1) 環境社会リスクの定義

環境社会リスクとは、「環境・社会要因がリスクドライバーとなり、さまざまな経路を通じて各リスクカテゴリーに波及することにより、最終的にSMBCグループが損失を被るリスク」をいい、具体的には、気候関連リスク、自然関連リスク、人権リスクといったリスクを管理の対象としています。

リスク	定義
気候関連リスク (移行リスクおよび物理的リスク)	気候変動に関連する変化を発端として、さまざまな経路を通じて各リスクカテゴリーに波及することにより損失を被るリスク
自然関連リスク	自然に依存し、自然に影響を与えることから生じる潜在的な脅威を発端として、さまざまな経路を通じて各リスクカテゴリーに波及することにより損失を被るリスク
人権リスク	ステークホルダーの人権が侵害されることを発端として、さまざまな経路を通じて各リスクカテゴリーに波及することにより損失を被るリスク

(2) 環境社会リスク管理の基本原則

SMBCグループでは、環境社会リスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「グループ環境社会リスク管理規程」を制定した上で、環境社会リスク管理に関する運営体制や各リスク管理において環境社会リスクの波及経路を把握し、環境社会リスクの所在を認識した上で、そのリスク特性に応じた適切な管理を実施すること等、基本的な考え方の明確化を図り、グループ全体の環境社会リスク管理の向上に取り組んでいます。

2. 環境社会リスク管理の体制

SMBCグループでは、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、環境社会リスク管理の体制を整備しています。環境社会リスク管理の基本方針については、グループ経営会議で決定の上、取締役会で承認を得る体制としています。加えて、監査部がリスク管理態勢の監査を行っています。また、投融資企画部環境社会リスク管理室は、環境社会リスク管理全般を統括するとともに、環境社会要因がリスクドライバーとして波及した先の各リスクカテゴリーの各リスク所管部が、それぞれ所管するリスクを管理しています。

3. 環境社会リスク管理の方法

SMBCグループでは、経営に重要な影響を与えるリスクとして、環境課題・人権を巡る考え方の多様化、気候変動等への不十分な対応による風評悪化・座礁資産発生を想定したトップリスクを定めています。具体的な管理方法として、信用リスクに波及する上記の環境社会リスクについては、セクター・事業に対する方針を定めているほか、移行計画の評価や人権デューデリジェンスを含む環境社会デューデリジェンスを通じて、顧客エンゲージメントに取り組み、従来の与信判断の高度化を図っています。また、気候関連リスクについては、気候関連RAFを通じたセクター別排出量の管理や、セクター別に当該リスクを評価したヒートマップの作成、物理的リスク・移行リスクに関するシナリオ分析等を行っています。

用語説明

ALM

Asset Liability Managementの略。
市場リスク(金利、為替等)、流動性リスクを適切にコントロールし、資産と負債を総合的に管理する手法。

BPV

Basis Point Valueの略。
金利が0.01%上昇したときの、金融商品の現在価値の変化額。

LGD

Loss Given Defaultの略。
債務者がデフォルトした場合に想定される損失率。デフォルト時の債権額に対する回収不能額の割合。

PD

Probability of Defaultの略。
1年の間に債務者がデフォルトする確率。

VaR

Value at Riskの略。
金融資産ポートフォリオを一定期間保有した際、ある一定の確率で発生する予想最大損失額。

オペレーショナル・リスク相当額

バーゼル規制上、オペレーショナルリスクに賦課される所要資本額。

標準的計測手法

事業規模要素(BIC)の額に内部損失乗数(ILM)を乗じることによって、オペレーショナル・リスク相当額を算出する手法。

現在価値

将来の価値を、金利やリスクの高さを勘案し、現在の価値に割引評価したもの。

信用コスト

今後1年間に平均的に発生が見込まれる損失。

バック・テスト

モデル算出値と、実績値を比較することによりモデルの妥当性を検証するための手法。
たとえばVaRの場合、VaR値と損益を比較検証すること。

ヒストリカル・シミュレーション法

リスク・ファクターのヒストリカルデータを用いることにより、乱数を使用せずに将来の変動をシミュレーションする手法。

モンテカルロ・シミュレーション法

乱数を用いたシミュレーション手法の総称。

リスク・アセット

銀行の健全性を維持するために導入された自己資本比率を計算する際に分母となる値。

リスクアパタイト

収益拡大のために取る、あるいは許容するリスクの種類と量。

リスク・ファクター

リスクの要因となるもの。
市場リスクであれば株価や金利等、信用リスクであれば景気等が相当。

リスク資本

業務運営上抱えるリスクによって、理論上、将来発生しうる最大損失額をカバーするために必要となる資本の額。
規制上の所要自己資本とは異なり、金融機関が内部管理を目的に自主的に構築するリスク管理の枠組の中で使用。